

(R6)

工 種	地質・土質調査業務共通仕様書(案)
-----	-------------------

改 定	現 行	備 考
地質・土質調査業務共通仕様書（案） （建設省技調発第92号 平成3年3月30日） （一部改定 国官技第873号 令和6年3月29日）	地質・土質調査業務共通仕様書（案） （建設省技調発第92号 平成3年3月30日） （一部改定 国官技第418号 令和5年3月31日）	

(R5)

工 種	地質・土質調査業務共通仕様書(案)
-----	-------------------

改 定	現 行	備 考
目 次	目 次	
第 1 章 総則 1	第 1 章 総則 1	
第101条 適用 1	第 101 条 適用 1	
第102条 用語の定義 1	第 102 条 用語の定義 1	
第103条 受発注者の責務 4	第 103 条 受発注者の責務 4	
第104条 業務の着手 4	第 104 条 業務の着手 4	
第105条 調査地点の確認 4	第 105 条 調査地点の確認 4	
第106条 設計図書の支給及び点検 5	第 106 条 設計図書の支給及び点検 5	
第107条 監督職員 5	第 107 条 監督職員 5	
第108条 主任技術者 5	第 108 条 主任技術者 5	
第109条 照査技術者及び照査の実施 6	第 109 条 照査技術者及び照査の実施 6	
第110条 担当技術者 6	第 110 条 担当技術者 6	
第111条 提出書類 7	第 111 条 提出書類 7	
第112条 打合せ等 7	第 112 条 打合せ等 7	
第113条 業務計画書 8	第 113 条 業務計画書 8	
第114条 資料等の貸与及び返却 9	第 114 条 資料等の貸与及び返却 9	
第115条 関係官公庁への手続き等 9	第 115 条 関係官公庁への手続き等 9	
第116条 地元関係者との交渉等 9	第 116 条 地元関係者との交渉等 9	
第117条 土地への立ち入り等 10	第 117 条 土地への立ち入り等 10	
第118条 成果物の提出 10	第 118 条 成果物の提出 10	
第119条 関係法令及び条例の遵守 11	第 119 条 関係法令及び条例の遵守 11	
第120条 検査 11	第 120 条 検査 11	
第121条 修補 11	第 121 条 修補 11	
第122条 条件変更等 12	第 122 条 条件変更等 12	
第123条 契約変更 12	第 123 条 契約変更 12	
第124条 履行期間の変更 12	第 124 条 履行期間の変更 12	
第125条 一時中止 13	第 125 条 一時中止 13	
第126条 発注者の賠償責任 13	第 126 条 発注者の賠償責任 13	
第127条 受注者の賠償責任等 14	第 127 条 受注者の賠償責任等 14	
第128条 部分使用 14	第 128 条 部分使用 14	
第129条 再委託 14	第 129 条 再委託 14	
第130条 成果物の使用等 15	第 130 条 成果物の使用等 15	
第131条 守秘義務 15	第 131 条 守秘義務 15	
第132条 個人情報の取扱い 15	第 132 条 個人情報の取扱い 15	
第133条 安全等の確保 17	第 133 条 安全等の確保 17	
第134条 臨機の措置 18	第 134 条 臨機の措置 18	

第135条	履行報告	18	第135条	履行報告	18
第136条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	19	第136条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	19
第137条	コスト調査	19	第137条	コスト調査	19
第138条	行政情報流出防止対策の強化	19	第138条	行政情報流出防止対策の強化	19
第139条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	21	第139条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	21
第140条	保険加入の義務	21	第140条	保険加入の義務	21
第141条	新技術の活用について	21	第141条	新技術の活用について	21
第2章	機械ボーリング	23	第2章	機械ボーリング	23
第201条	目的	23	第201条	目的	23
第202条	土質の分類	23	第202条	土質の分類	23
第203条	調査等	23	第203条	調査等	23
第204条	成果物	24	第204条	成果物	24
第3章	サンプリング	26	第3章	サンプリング	26
第301条	目的	26	第301条	目的	26
第302条	採取方法	26	第302条	採取方法	26
第303条	試料の取扱い	26	第303条	試料の取扱い	26
第304条	成果物	26	第304条	成果物	26
第4章	サウンディング	27	第4章	サウンディング	27
第1節	標準貫入試験	27	第1節	標準貫入試験	27
第401条	目的	27	第401条	目的	27
第402条	試験等	27	第402条	試験等	27
第403条	成果物	27	第403条	成果物	27
第2節	スクリュウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)	27	第2節	スウェーデン式サウンディング試験	27
第404条	目的	27	第404条	目的	27
第405条	試験等	27	第405条	試験等	27
第406条	成果物	28	第406条	成果物	28
第3節	機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験	28	第3節	機械式コーン(オランダ式二重管コーン)貫入試験	28
第407条	目的	28	第407条	目的	28
第408条	試験等	28	第408条	試験等	28
第409条	成果物	28	第409条	成果物	28
第4節	ポータブルコーン貫入試験	28	第4節	ポータブルコーン貫入試験	28
第410条	目的	28	第410条	目的	28
第411条	試験等	29	第411条	試験等	29
第412条	成果物	29	第412条	成果物	29
第5節	簡易動的コーン貫入試験	29	第5節	簡易動的コーン貫入試験	29
第413条	目的	29	第413条	目的	29
第414条	試験等	29	第414条	試験等	29
第415条	成果物	29	第415条	成果物	29
第5章	原位置試験	30	第5章	原位置試験	30
第1節	孔内載荷試験	29	第1節	孔内載荷試験	29

第501条	目的	29	第 501 条	目的	29	
第502条	試験等	29	第 502 条	試験等	29	
第503条	成果物	29	第 503 条	成果物	29	
第 2 節	地盤の平板載荷試験	30	第 2 節	地盤の平板載荷試験	30	
第504条	目的	30	第 504 条	目的	30	
第505条	試験等	30	第 505 条	試験等	30	
第506条	成果物	30	第 506 条	成果物	30	
第 3 節	現場密度測定（砂置換法）	30	第 3 節	現場密度測定（砂置換法）	30	
第507条	目的	30	第 507 条	目的	30	
第508条	試験等	30	第 508 条	試験等	30	
第509条	成果物	32	第 509 条	成果物	32	
第 4 節	現場密度測定（R I 法）	32	第 4 節	現場密度測定（R I 法）	32	
第510条	目的	32	第 510 条	目的	32	
第511条	試験等	32	第 511 条	試験等	32	
第512条	成果物	32	第 512 条	成果物	32	
第 5 節	現場透水試験	32	第 5 節	現場透水試験	32	
第513条	目的	32	第 513 条	目的	32	
第514条	試験等	32	第 514 条	試験等	32	
第515条	成果物	32	第 515 条	成果物	32	
第 6 節	ルジオン試験	33	第 6 節	ルジオン試験	33	
第516条	目的	33	第 516 条	目的	33	
第517条	試験等	33	第 517 条	試験等	33	
第518条	成果物	33	第 518 条	成果物	33	
第 7 節	速度検層	33	第 7 節	速度検層	33	
第519条	目的	33	第 519 条	目的	33	
第520条	試験等	33	第 520 条	試験等	33	
第521条	成果物	33	第 521 条	成果物	33	
第 8 節	電気検層	34	第 8 節	電気検層	34	
第522条	目的	34	第 522 条	目的	34	
第523条	試験等	34	第 523 条	試験等	34	
第524条	成果物	34	第 524 条	成果物	34	
第 6 章	解析等調査業務	35	第 6 章	解析等調査業務	35	
第601条	目的	35	第 601 条	目的	35	
第602条	業務内容	35	第 602 条	業務内容	35	
第603条	成果物	36	第 603 条	成果物	36	
第 7 章	軟弱地盤技術解析	37	第 7 章	軟弱地盤技術解析	37	
第701条	目的	37	第 701 条	目的	37	
第702条	業務内容	37	第 702 条	業務内容	37	
第703条	成果物	38	第 703 条	成果物	38	
第 8 章	物理探査	39	第 8 章	物理探査	39	

第 1 節 弾性波探査 39 第801条 目的 39 第802条 業務内容 39 第 2 節 電気探査（比抵抗二次元探査） 40 第803条 目的 39 第804条 業務内容 39 第 9 章 地すべり調査 40 第901条 目的 40 第902条 計画準備 40 第903条 地下水調査 40 第904条 移動変形調査 42 第905条 雨量観測 43 第906条 解析 43 第907条 対策工法選定 43 第908条 報告書作成 43 第10章 地形・地表地質踏査 44 第1001条 目的 44 第1002条 業務内容 44 第1003条 成果物 45	第 1 節 弾性波探査 39 第 801 条 目的 39 第 802 条 業務内容 39 第 2 節 電気探査（比抵抗二次元探査） 40 第 803 条 目的 39 第 804 条 業務内容 39 第 9 章 地すべり調査 40 第 901 条 目的 40 第 902 条 計画準備 40 第 903 条 地下水調査 40 第 904 条 移動変形調査 42 第 905 条 雨量観測 43 第 906 条 解析 43 第 907 条 対策工法選定 43 第 908 条 報告書作成 43 第 10 章 地形・地表地質踏査 44 第 1001 条 目的44 第 1002 条 業務内容 44 第 1003 条 成果物 45	
第 1 章 総則 第102条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。 2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第〇条第〇項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。 4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。 5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示	第 1 章 総則 第102条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。 1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。 2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第〇条第〇項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。 4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。 5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示	

、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 7. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第○条第○項の規定に基づき検査を行う者をいう。 8. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第○条第○項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。 9. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。 10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。 11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。 12. 「契約書」とは、別冊の「○○契約書」をいう。 13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。 14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。 15. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。 16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。 17. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。 18. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。 19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。 20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。 21. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。 22. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。 23. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員	、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 7. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第○条第○項の規定に基づき検査を行う者をいう。 8. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第○条第○項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。 9. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。 10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。 11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。 12. 「契約書」とは、別冊の「○○契約書」をいう。 13. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。 14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。 15. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。 16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。 17. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。 18. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。 19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。 20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。 21. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。 22. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。 23. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員	
---	---	--

員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 24.「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。 25.「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。 26.「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。 27.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。 28.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。 29.「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。 30.「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 31.「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第〇条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 32.「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。 33.「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。 34.「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。 35.「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることという。 36.「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することという。 37.「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 38.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。 39.「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 40.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 41.「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することという。 42.「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することという。	員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 24.「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。 25.「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。 26.「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。 27.「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。 28.「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。 29.「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。 30.「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 31.「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第〇条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 32.「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。 33.「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。 34.「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。 35.「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることという。 36.「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することという。 37.「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 38.「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。 39.「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 40.「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。 41.「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することという。 42.「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することという。 43.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することという。
---	---

43.「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第132条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指

第132条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、**行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）**、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指

指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

（１）受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年１回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年１回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

（２）発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５章 原位置試験

第502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

（１）点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

（２）試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。

。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

（３）試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

（４）最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

（５）載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

（６）加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m2ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

（１）受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年１回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年１回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

（２）発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第113条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５章 原位置試験

第502条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする。
3. 測定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

（１）点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

（２）試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。

。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

（３）試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

（４）最大圧力は試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。

（５）載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

（６）加圧操作は速やかに終え、荷重および変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m2ピッチ程度または、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

第506条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

第515条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙1314によるものとする。

第 8 章 物理探査

第804条 業務内容

- 1. 計画準備
第802条第1項に準じるものとする。
- 2. 現地踏査
測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。
- 3. 資料検討
既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

第503条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第505条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

第506条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS 1521（地盤の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

第515条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1614によるものとする。

第 8 章 物理探査

第804条 業務内容

- 1. 計画準備
第802条第1項に準じるものとする。
- 2. 現地踏査
測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。
- 3. 資料検討
既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。

4. 測線設定 測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。 5. 観測 電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。 6. 解析 (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。 (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。 (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。 7. 報告書作成 第 802 条第 8 項に準じるものとする。	4. 測線設定 測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。 5. 観測 電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。 6. 解析 (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。 (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。 (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。 7. 報告書作成 第 802 条第 7 項に準じるものとする。	
---	---	--